

# 山梨県公報

第二千二百四十四号

平成二十四年

七月十二日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定(二件).....	四〇三
道路の区域変更(五件).....	四〇三
道路の供用開始.....	四〇五
建築基準法に基づく道路位置指定.....	四〇五
公告	
駐車料金の収納事務の委託.....	四〇五
開発行為に関する工事の完了について.....	四〇五
落札者の決定について.....	四〇六

## 告示

### 山梨県告示第二五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横内正明

- 保安林の所在場所  
南巨摩郡身延町和田字釜下二八七一の
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第二五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横内正明

- 保安林の所在場所  
南巨摩郡身延町下部字回り澤四〇四、四〇五、四一〇から四二二まで
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府中央右左口線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市大里町字東耕地官有無番地先から 甲府市大里町字東耕地二一五四番の三地先 まで	五・九 九・五	八・二 一〇・七	五七・四	五七・四

山梨県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市小淵沢町上笹尾字竹阿原三二八一番 の二六地先から 北杜市小淵沢町上笹尾字細窪三二〇三番の 一地先まで	九・九 一一・七	九・九 七一・三	四〇・〇	四〇・〇

山梨県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市八代町竹居字夏目塚七二三番の一地 先から 笛吹市八代町竹居字山ノ神五六八番地先ま で	八・一 一一・五	八・六 二七・九	一五〇・〇	一五〇・〇

山梨県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町車田字向田三四二番の一地 先から 南巨摩郡身延町車田字向田三四四番の一地 先まで	一三・四 一四・一	一四・三 二六・九	二四・〇	二四・〇

山梨県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町夜子沢字間遠二八一四番地先から 南巨摩郡身延町夜子沢字間遠二九五〇番地先まで	二二・四 二七・五	二二・四 二七・五	一六・〇	一六・〇

山梨県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十四年八月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	韮崎南アル プス中央線	南アルプス市大字寺部字村附 二六七〇番の一地先から 南アルプス市大字鏡中條字御崎 一八一六番の一地先まで	一一三〇・〇	平成二十四 年七月十八 日

山梨県告示第二百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日  
平成二十四年七月十二日
- 二 指定道路の位置  
南都留郡忍野村忍草字土手下九七六番一、九七六番四
- 三 指定道路の幅員  
六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長  
四六・五三メートル

公 告

● 駐車料金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり駐車料金の収納事務を委託した。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方  
富士吉田市下吉田五丁目二十六番十一号 株式会社富士急ビジネスサポート
- 二 委託に係る駐車料金  
山梨県立富士北麓駐車場の駐車料金
- 三 委託の期間  
平成二十四年六月二十五日から同年九月五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
 斐崎市藤井町北下條字下横屋一四三六の一、一四三六の五、一四三七の一、一四三八、一四三九の一、一四三九の三、一四四〇、一四五八の一、一四五九の三及び水の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 静岡県静岡市駿河区曲金六丁目一番四十六号 太陽建機レンタル株式会社 代表取締役 北村 亙

● 落札者の決定について  
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
 平成二十四年七月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

普通科高校教育用コンピュータ機器 五式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十四年六月二十二日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社関東営業本部山梨支社

山梨県中央市山之神流通団地東一番地

五 落札金額

六千三百五十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十四年五月十四日